



建物や建物の一部で店舗や飲食営業等を開始される場合は、使用を開始する7日前までに、防火対象物使用開始届出書を消防長に届け出る必要があります（火災予防条例第63条関係）。

テナントの入れ替えにより、用途変更が生じて「消防用設備等」が必要となり消防法令違反となるケースや入居者とオーナーとの間でトラブルになるケースがあります。特に店舗や飲食店を開業される際は注意が必要です。次の「チェック表」を参考にして、事前に予防課までご相談ください。

なお、三原市消防本部（署）において、消防法に基づき定期的に立入検査を実施していますので、あわせてご協力くださいますようお願いいたします。

【チェック表】※例示ですので類似する場合はご相談ください。

- 事務所から店舗や飲食店に改装する場合
- 一般住宅を改装して飲食店等にする場合
- 店舗や飲食店営業をしており、
間仕切りや内装等を変更する場合
- 所有者や占有者等が変更になる場合



【お問い合わせ】
三原市消防本部
予防課 建築指導係
電話 (0848)64-5927